



長野県報

8月24日(木)
平成18年
(2006年)
第1789号

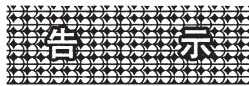
目次

告示

土地収用法に基づく事業の認定(土地・景観チーム)	2
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定(長寿福祉チーム)	3
森林病虫害等防除事業補助金交付要綱(昭和60年長野県告示第404号)の一部改正(森林づくりチーム)	3
みどりのアクション推進事業補助金交付要綱(平成16年長野県告示第595号)の一部改正(森林づくりチーム)	4
過疎地域自立促進特別措置法に基づく市町村道の改築工事(道路チーム)	4

公告

都市計画の図書の写しの送付及び縦覧(土地・景観チーム)	4
特定非営利活動法人の設立の認証申請(2件)(NPO推進チーム)	4
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(2件)(NPO推進チーム)	5
特定調達契約に係る一般競争入札(情報政策チーム)	5
肥料取締法に基づく肥料の登録(食の安全・生活衛生チーム)	6
長野県環境影響評価条例に基づく評価書及び要約書の公告及び縦覧(地球環境チーム)	7
一般競争入札(2件)(地球環境チーム)	7
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(2件)(産業政策チーム)	9
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(産業政策チーム)	13
土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧(水と土・郷づくりチーム)	15
一般競争入札(3件)(河川チーム)	15
警備業法に基づく機械警備業務管理者講習の開催(生活安全企画課)	17
道路交通法に基づく技能検定員及び教習指導員の審査(東北信運転免許センター)	18
特定調達契約に係る一般競争入札(情報管理課)	21
一般競争入札(自律教育チーム)	22



長野県告示第419号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成18年8月24日

長野県知事 田 中 康 夫

1 起業者の名称

安曇野市

2 事業の種類

安曇野市学校給食センター建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

安曇野市豊科南穂高地内

安曇野市三郷明盛地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

安曇野市学校給食センター（「(仮称)安曇野市中部学校給食センター」及び「(仮称)安曇野市南部学校給食センター」）建設事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第31号に掲げる地方公共団体が直接その事務の用に供する施設に関する事業に該当する。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である安曇野市は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

(7) 現状及び問題点

安曇野市の3箇所の学校給食センター（豊科学校給食センター、川手学校給食共同調理施設組合、三郷学校給食センター）は、豊科学校給食センターが昭和54年2月に、川手学校給食共同調理施設組合が昭和45年4月に、三郷学校給食センターが昭和55年10月に建設されたもので、旧豊科町内5校、旧明科町内3校、旧三郷村内2校の小中学校の学校給食を配食し、児童生徒の体位向上と体力増進のために、栄養、衛生の集中管理を行ってきた。

しかし、施設、設備の老朽化、狭隘化が進行しているほか、次のような問題が生じている。

a 不十分な安全衛生管理

現在の調理室は、ウェットシステムで、空調設備も備えていないなど、「学校給食衛生管理の基準」（以下「基準」という。）を満たしていない状況にあり、床清掃後の小さな水溜り、夏場の高温多湿状態により、食中毒の原因となる細菌増殖の危険性がある。

b 食物アレルギーに対応する設備の未整備

アレルギーを持つ児童生徒の増加、症状の多様化に対応するための専用調理室がないなど、施設、設備の機能が不十分である。

(4) 本件事業の施行による効果

本件事業は、3箇所の学校給食センターを2箇所に統合整備するものであり、本件事業の遂行により、次のような効果が期待できる。

a 安全衛生管理の向上

空調設備・ドライシステム等の導入により基準を満たす施設、設備とすることができるとともに、食中毒の発生防止など安全衛生管理の向上を図ることができる。

b 食物アレルギーへの対応

専用の調理室の設置により、原因食品の混入及び誤った配食を防止することができる。

c その他

給食センターを2箇所に統合することにより、運営費も削減することができる。

イ 本件事業の施行による影響

(7) (仮称)安曇野市中部学校給食センター

本件事業に係る起業地は、周辺に民家が少なく、田、畑及び道路に囲まれた場所であることから、完成施設による地域住民の生活環境への影響は少ないものと考えられる。

(4) (仮称)安曇野市南部学校給食センター

本件事業に係る起業地は、学校、田畑及び道路に囲まれた場所で、道路の南西側に住宅地はあるが、配送、搬入経路ではなく、完成施設による地域住民の生活環境への影響は少ないものと考えられる。

ウ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められる。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用することの必要性）

ア 本体事業を早期に施行する必要性

現在の施設、設備は、基準を満たしていないこと、また、食物アレルギーへの対応も不十分ことから、早期の施設、設備の改善、充実が必要となっている。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地及び収用の範囲については、学校給食センターの建設並びに駐車場、緑地等の整備のために必要な面積に限定されており、適正かつ合理的と認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

ウ 収用する公益上の必要性

以上を考慮すれば、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められる。

5 法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

安曇野市役所明科総合支所

土地・景観チーム

長野県告示第420号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第115条の2第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成18年8月24日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問看護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
医療法人ふじかわ はーぶの里診療所	長野県北安曇郡池田町大字会染4855-1	平成18年8月16日

(2) 通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
ないすでいさあびす	長野県長野市真光寺395番地2	平成18年8月16日
集皆所ひだまり	長野県安曇野市豊科高家782-2	” ”

2 指定介護予防サービス事業者

(1) 介護予防訪問看護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
医療法人ふじかわ はーぶの里診療所	長野県北安曇郡池田町大字会染4855-1	平成18年8月16日

(2) 介護予防通所介護

事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
ないすでいさあびす	長野県長野市真光寺395番地2	平成18年8月16日
集皆所ひだまり	長野県安曇野市豊科高家782-2	” ”

長寿福祉チーム

長野県告示第421号

森林病虫害等防除事業補助金交付要綱(昭和60年長野県告示第404号)の一部を次のように改正し、平成18年度の補助金から適用します。

平成18年8月24日

長野県知事 田中康夫

第4第2項第1号中「事業計画書(伐倒駆除事業、特別伐倒駆除事業及び法定森林病虫害等の防除事業にあつては、事業実行調書)」を「事業実行調書」に改め、同項第2号中「(松くい虫被害対策自主事業計画策定事業、松林保全体制整備事業及び防除作業効率化支援事業を除く。)」を削り、同項第3号中「ただし、松くい虫被害対策自主事業計画策定事業を除く。」を削り、同項第4号中「収支予算書(伐倒駆除事業及び特別伐倒駆除事業並びに法定森林病虫害等の防除事業にあつては、)」を削り、「写し。))」を「写し。)」に改める。

第6を削り、第7を第6とし、第8を第7とする。

第9中「(市にあつては)」を「(木曾郡にあつては木曾農林振興事務所とし、市にあつては)」に、「地方事務所。」を「地方事務所とする。」に改め、「塩尻市」の次に「及び安曇野市」を加え、「北信地方事務所」を「北信地方事務所とする。」に改め、第9を第8とする。

別表を次のように改める。

(別表)(第3関係)

1 松林健全化推進事業

事業の種類	経費	補助率
特別防除	航空機を利用して行う薬剤の散布に要する経費について知事が適当と認めた額	4分の3以内。ただし、国庫補助対象地域以外に係るものにあつては10分の6以内
地上散布	地上から行う薬剤の散布に要する経費について知事が適当と認めた額	
無人ヘリコプター散布	無人ヘリコプターを利用して行う薬剤の散布に要する経費について知事が適当と認めた額	
樹幹注入剤利用松林保全対策	樹幹注入剤の注入に要する経費について知事が適当と認めた額	
薬剤防除安全確認調査	特別防除実施地における安全確認調査実施に要する経費について知事が適当と認めた額	
伐倒駆除	1 くん蒸 被害木の伐倒及び薬剤によるくん蒸に要する経費について知事が適当と認めた額 2 破砕 被害木の伐倒、搬出及び枝条の焼却又は破砕に要する経費について知事が適当と認めた額 3 全木焼却 被害木の伐倒及び焼却に要する経費について知事が適当と認めた額	

その他知事が特に必要と認める事業	その他知事が特に必要と認める事業に要する経費について知事が適当と認めた額	10分の6以内
被害木特別駆除	伐倒駆除事業及び特別伐倒駆除事業の困難な場所にある被害木への、航空機を利用して行う薬剤の散布に要する経費について知事が適当と認めた額	10分の6以内

2 その他森林病虫害等防除事業

事業の種類	経費	補助率
突発森林病虫害等駆除	知事が必要と認めた森林病虫害等の駆除に要する経費について適当と認めた額	4分の3以内。ただし、国庫補助対象地域以外に係るものにあつては10分の6以内

森林づくりチーム

長野県告示第422号

みどりのアクション推進事業補助金交付要綱（平成16年長野県告示第595号）の一部を次のように改正し、平成18年度の補助金から適用します。

平成18年 8月24日

長野県知事 田中康夫

第2の表中みどりづくり活動資材助成事業の項を削る。

第10中「(市にあつては、)」を「(木曾郡にあつては木曾農林振興事務所とし、市にあつては)」に、「地方事務所。」を「地方事務所とする。」に改め、「塩尻市」の次に「及び安曇野市」を加え、「北信地方事務所」を「北信地方事務所とする。」に改める。

森林づくりチーム

長野県告示第423号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定により長野県が実施する市町村道の改築工事は、次のとおりです。

平成18年 8月24日

長野県知事 田中康夫

路線名	工事区間	工事の種類	工事開始の日
川北1号線	木曾郡大桑村大字野尻507番の2地先から 木曾郡大桑村大字野尻201番地先まで 及び 木曾郡大桑村大字殿2072番の1地先から 木曾郡大桑村大字殿1835番の4地先まで	道路改良	平成18年 8月24日

道路チーム



公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成18年 8月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
塩尻都市計画地域地区（用途地域）
- 2 縦覧場所
長野県企画局土地・景観チーム及び塩尻市役所

土地・景観チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年 8月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあつた年月日
平成18年 8月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ふれあいの里 友遊くらぶ
- 3 代表者の氏名
邑中亮一
- 4 主たる事務所の所在地
木曾郡木曾町開田高原末川573番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、不登校及びひきこもり等の青少年や成人と、その家族及び周辺の人々の援助するため、支援活動、相談活動、文化活動に関する事業を行い、もって青少年及び成人の健全育成、地域社会の福祉増進に寄与することを目的とする。

NPO推進チーム

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年 8月24日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあつた年月日
平成18年 8月9日